

兵庫県赤穂市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成30年6月1日現在における兵庫県赤穂市の行政区域とし、概ねの面積は12,685ヘクタールである。ただし、本促進区域は、以下の地域を除くものとする。

- ・自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に規定する自然公園区域
- ・環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）に基づいて指定された自然環境保全地域
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に規定する鳥獣保護区
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律 75 号）に規定する生息地等保護区等の環境保全上重要な地域
- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落
- ・環境省が選定した生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- ・兵庫県レッドデータブックに掲載されている植物群落、生態系、地形、地質、自然景観

(地図)



(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）
（地理的条件）

赤穂市は、兵庫県の南西部に位置しており、西は岡山県備前市、東は相生市、北は赤穂郡上郡町、南は播磨灘に面しており、主要都市へは、姫路市へ約 30 km、神戸市へ約 70 km となっており、その面積は 126.85k m²で、兵庫県全体の 1.5%を占める。

地形は北部を中心に市域面積の約 7 割を丘陵地が占め、その間を縫うように南北に流れる千種川沿いと南の播磨灘に面して農地や市街地など平地が広がり、気候は温暖で雨量が少ない瀬戸内型気候に属している。

（インフラの整備状況）

幹線道路は、国道 2 号及び 250 号が市域を東西に走り、国道 373 号が北へ延びている。高速道路は、山陽自動車道の赤穂インターチェンジがあり、神戸市まで約 70 分、大阪市まで約 90 分の近距離に位置する。また、播磨科学公園都市と山陽自動車道を直結する播磨自動車道が平成 15 年 3 月に開通している。

鉄道網は、国道 250 号とほぼ並行して JR 赤穂線が走り、坂越駅、播州赤穂駅、天和駅、備前福河駅、北東部を通る JR 山陽本線に有年駅があり、中央部を山陽新幹線が通過している。

また、教育機関等については、当地域内に関西福祉大学があり、赤穂市との公私協力方式により、平成 9 年に関西で最初の社会福祉の単科大学として誕生し、現在では看護学部、教育学部、大学院も開設設置している。また当地域北部の近接地である播磨科学公園都市には、兵庫県立大学理学部、姫路市内に同工学部及び環境人間学部があり、平成 19 年 4 月には兵庫県立大学附属高等学校に附属中学校を開設し、数学、理科を重視した中高一貫教育、高大連携授業による人材育成に取り組んでいる。高校は、市内に兵庫県立赤穂高等学校（普通科）、工業科を設置している高校として当地域の周辺に兵庫県立相生産業高等学校、兵庫県立龍野北高等学校があり、地域の産業人材の育成を担っている。

（産業構造）

地場産業の製塩業に端を発する工業は、塩田跡地の臨海工業地帯を中核として発展を遂げてきた。現在は西浜工業団地、赤穂磯産業団地、赤穂清水工業団地などに先端技術産業をはじめ電気機械、化学、窯業等多種多様な企業が立地しており、製造業の中では売上高、付加価値額において、化学工業が多くを占めている。

平成27年度には臨海工業地帯にある製塩大手の株式会社日本海水赤穂工場内において、木質バイオマス発電設備（最大出力16.5メガワット）と天然ガス発電設備（最大出力7.7メガワット）の運転を開始、近隣地域の未利用材を燃料として活用している。従来の化石燃料発電と比較し、二酸化炭素の発生が年間約17万t削減されるなど、経済と環境の両面で赤穂市に貢献している。

平成27年国勢調査では、就業者別にみると第1次産業は2.3%であり農業が主となっている。第2次産業は33.8%であり化学工業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業を中心と

した産業が多くを占めている。第3次産業は63.9%であり卸売・小売業、医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業が上位となっている。

サービス業は、“忠臣蔵のふるさと”“塩のまち”として知られた観光業を中心として捉えている。忠臣蔵は、赤穂義士による赤穂事件を基とした作品であるが、その事件で大きく関連する赤穂城跡、大石内蔵助屋敷跡に建つ赤穂大石神社、赤穂城の米蔵跡に建つ赤穂市立歴史博物館などの歴史的に魅力あふれた施設があり、毎年12月14日に開催される赤穂義士祭は観光客で大いににぎわっている。

また、赤穂市は塩田で栄えていた歴史があり、塩の国をモチーフにした赤穂市立海洋科学館では塩づくり体験もできるため、今後も「赤穂の塩」を観光客増加へ活用していくところである。その他、環境省が名水百選に選定した市内の中心に流れる千種川、都市景観100選に選定された坂越市街地景観形成地区、日本の夕陽百選に選定された赤穂御崎、日本の歴史公園100選に選定された赤穂城跡公園、平成28年度に判明した後期白亜紀の火山活動時に形成された赤穂コールドロンなどを観光資源として有効活用していく。平成29年度の観光客入込数は1,489千人であり、前年度の1,462千人に対し微増している。

赤穂市の農業は、小規模経営農家が多く作付面積、経営体数とも水稻が最も多いが、気候条件がよく県内有数のみかんの産地となっているほか、高齢者を活用した大根の生産など特色ある農業が行われている。水産業では千種川から流れる豊富な栄養分を含んだ播磨灘の好漁場により牡蠣の養殖が盛んに行われ、近年では赤穂商工会議所が市内飲食店と連携を図りながら商品開発や情報発信に取り組んでいる。

その他、商業は、各種イベントによる活性化と“忠臣蔵のふるさと”という歴史性を生かした個性ある商店街づくりを支援している。

また、近接する播磨科学公園都市には、世界最高性能の大型放射光施設「SPring-8」やX線自由電子レーザー施設「SACLA」を核として、国立研究開発法人理化学研究所放射光化学研究センター、公益財団法人高輝度光科学研究センター、兵庫県立大学理学部、ニュースバル放射光施設、県立先端科学技術支援センターなどがあり、これら公的研究機関や大学等の研究成果を活用した光・電子技術関連産業、ナノテクノロジー関連（ナノ加工、ナノ材料、ナノバイオ等）産業などの集積も目指している。

(人口分布の状況等)

当地域の人口は48,567人で10年前から3,227人が減少している。近年では若干減少傾向にあり、平成30年3月現在48,177人（住民基本台帳人口）となっている。15歳以上の就業者数は、地域全体で21,322人であり、10年前から1,611人減少しているが、65歳以上の高齢者については3,116人増加している状況である。産業別では、第3次、第2次、第1次の順となっている。昼間人口は46,612人で、昼夜間人口比率は96.0である。

また、地域外への通勤通学者は7,125人、地域外からの通勤通学者は5,170人である。

(平成27年国勢調査より)

	世帯数	人口				就業者
		総数	15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳以上
平成17年 ①	18,024	51,794	7,556	32,510	11,507	22,933
平成22年	18,786	50,523	6,970	30,603	12,888	21,780
平成27年 ②	18,686	48,567	6,064	27,715	14,623	21,322
過去10年間の増減 ②-①	662	△ 3,227	△ 1,492	△ 4,795	3,116	△ 1,611

(資料：国勢調査)

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

赤穂市の付加価値額は979億円(経済センサス活動調査(平成28年))であり、製造業366億円(全体シェア37%)、医療・福祉140億円(同14%)、卸売業・小売業(同14%)、宿泊業・飲食サービス業(同7%)といった経済構造をなしている。

前述のとおり、製造業は臨海工業地帯を中心に発展している一方、「赤穂市地球温暖化対策地域推進計画-赤穂市低炭素戦略 2020-」を策定し、低炭素社会を構築するための取組を進めていることから、木質バイオマスや天然ガスといったグリーンエネルギー関連をはじめとした環境循環型・環境配慮型の企業による地域経済牽引事業を支援することで、環境と経済が両立する持続可能な社会を構築し地域経済の活性化を図る。

また、赤穂市は、古来より塩田による製塩業により栄えたまちであり、イオン交換膜法の登場により塩田が不要となった昭和40年代後半以降は、塩田跡地の臨海工業地帯を中核として製造業を中心に産業の集積が形成されてきた。産業大分類別の就業者数では製造業が最も多く、当地域を代表する産業となっている。産業立地や設備投資、雇用に対する奨励金制度等を活用し、成長性及び持続性の高い産業の立地を促進することで付加価値増加及び質の高い雇用の創出を目指していく。

卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業としては、“忠臣蔵のふるさと”“塩のまち”を中心とした赤穂市の観光資源をアピールすることで観光客を呼び込み、また、近年増加している外国人観光客への対応策を図ることで、観光業を活性化させる。併せて、忠臣蔵グッズ、塩、赤穂緞通、牡蠣等の海産物などについてブランドを構築することで付加価値の向上を図り、地域経済全体の高付加価値化を図る。

加えて、農産物及び水産物等の地域特産品を活かした産業の販路拡大を促進し、自社や市内で生産された物を使用した料理を提供する6次産業化の推進など成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに、経済波及効果の増加と質の高い雇用の創出を行う。

(2) 経済的効果の目標

1件あたり5,380万円(兵庫県の1事業所あたり平均付加価値額(経済センサス活動調査(平成28年)))の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を5件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.4倍の波及効果を与え、促進区域で3.8億円の付加価値を創出することを目指す。

また、KPIとして、地域経済牽引事業の新規企業立地件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	—	380 百万円	—

(算定根拠) 【任意記載の KPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の 新規事業件数	—	5 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、5,380 万円（兵庫県の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサス活動調査（平成28年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で1%以上増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1%以上増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で1%以上増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域**(1) 重点促進区域**

なし

(2) 区域設定の理由

なし

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①赤穂市の豊富な森林資源等のバイオマス資源を活用した環境・エネルギー分野
- ②赤穂市の化学工業、金属製品製造業、窯業・土石製品製造業、電気機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ③赤穂市のみかんや大根、牡蠣等の特産物を活用した農林水産分野
- ④赤穂市の赤穂城跡や赤穂義士にまつわる旧跡、赤穂温泉や赤穂御崎等の名所、赤穂の塩や牡蠣、焼きアナゴ等の食、赤穂城南緑地運動施設や赤穂海浜スポーツセンター等の施設といった観光資源を活用した観光・スポーツ分野

(2) 選定の理由

- ①赤穂市の豊富な森林資源等のバイオマス資源を活用した環境・エネルギー分野

赤穂市は、兵庫県南西部、近畿の西の玄関口に位置しており、市域面積約 12,685 ヘクタールの約 3 分の 2 にあたる約 8,076 ヘクタールが森林である。

こうした特性を踏まえ、赤穂市においても、平成 22 年に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づいて兵庫県が定めた「兵庫県公共建築物等木材利用促進方針」に即して、「赤穂市の公共建築物等における木材利用の促進に関する方針」を策定するなど、木材需要の拡大に向けた取組を行っている。平成 27 年には製塩大手「株式会社日本海水」（東京都千代田区）が加里屋の赤穂工場にて、木材チップを燃料とするバイオマス発電事業を開始したことを契機に、西播磨地域において木質バイオマス安定供給協議会が設立されるなど、森林資源の利活用促進を図る環境が整いつつある。平成 28 年度には、兵庫県内で生産され県内に出荷された未利用木材チップのうち、約 73.6%を株式会社日本海水が調達し、赤穂市内で活用している（赤穂市調べ）。なお、前述のバイオマス発電事業の開始に伴い、設備の運転・管理で 32 名、運搬で 13 名の雇用を創出している。

また、赤穂市では、赤穂市環境基本計画を策定し、環境産業の育成等を通じて、環境と産業が融合し、相乗効果を生み出すようなまちを目指している。赤穂市も含めた兵庫県内の森林資源の節度ある有効な利活用体制の更なる促進のために、木質バイオマス発電をはじめとする環境エネルギー分野を推進し、木材加工者、素材生産者、素材運搬者等の雇用の場の創出につなげていくほか、バイオマスによって生み出される電気、熱供給業の事業展開を推進しながら地域全体の付加価値向上を目指す。

- ②赤穂市の化学工業、金属製品製造業、窯業・土石製品製造業、電機機械製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

RESAS によると、赤穂市の製造業において、化学工業は付加価値額の 52.8%、売上高の 53.5%を占めるなど、製造業では最もウェイトが高く、国内製塩トップシェアメーカーである株式会社日本海水、塩化マグネシウム国内トップシェアを誇る赤穂化成株式会社などが進出している。

その他、付加価値額においては窯業・土石製品製造業が 10.6%、金属製品製造業が 6.6%

など上位を占め、企業数は金属製品製造業が 17.1%と最も多くなっている。

製造品出荷額等順位でみると、化学工業（県 6 位）、金属製品製造業（県 14 位）、窯業・土石製品製造業（県 2 位）、電気機械器具製造業（県 9 位）と、いずれも上位に位置している。

このように、赤穂市ではこれまで西浜工業団地や磯産業団地等を中心に多くの企業誘致を進めてきた結果、多様な製造業の立地が進み地域の経済を牽引し雇用を支えている。

今後、赤穂市の持続的成長を図り、雇用を創出するためには、引き続き未利用地への企業誘致や設備投資の促進、ものづくり産業の活性化を図り、地域産業の振興や雇用の確保に取り組む必要がある。

以上の状況を踏まえて、赤穂市では市内への工場の新設や増設を行った事業者に対し、赤穂市工場立地奨励金制度による支援と集積の活用により、成長ものづくり分野における稼ぐ力の向上を図る。

③赤穂市のみかんや大根、牡蠣等の特産物を活用した農林水産分野

RESASによると、赤穂市の農業は、付加価値額（企業単位）では 809 万円であり県で 4 位と上位に位置している。みかんは市内での作付面積が、兵庫県内における作付面積のうち約 15%を占め、県内有数の産地である。

市内大津地区の定年退職者によって構成された農業者団体である年輪の会が生産する大根については、県によるひょうご安心ブランドの認証を受けているなど、ブランド化に取り組んでいる。また、この減農薬栽培により育てられたブランド大根を広めるために、地元自治会が中心となり大津だいこん祭を毎年 12 月に開催しており、この取組に対して、赤穂市も地域特産品商品化による活性化等の効果に期待し、助成等の支援を行っている。来場者数は平成 25 年度には 500 人であったが、平成 29 年度には 700 人と増加している。

また、坂越を主な生産地とする牡蠣も大規模な直売イベントであるかきまつり等を通じて、赤穂の冬の味覚を代表する水産物として知名度向上に取り組んでいる。牡蠣については、赤穂市のほか周辺地域も生産地として知られ、兵庫県西播磨県民局や岡山県備前県民局、JR 赤穂線沿線の市や観光協会、地元漁業協同組合などで構成する「JR 赤穂線沿線地域活性化連絡会議」において、平成 16 年度より「かきまつりリレーイベント」を開催している。平成 29 年度も沿線の赤穂市、相生市、瀬戸内市、備前市の順にかきまつりをリレー方式で開催し、この地域の秀逸な牡蠣の PR や同地域への誘客アップに取り組んでいる。赤穂市のかきまつりにおいては、平成 16 年度には 8,000 人であった来場者も平成 29 年度には 16,000 人と大きく増加している。

農産物や牡蠣以外にもあなご（漁獲高 215t）、いかなご（漁獲高 1t）の水産品や加工品を赤穂ブランドとして直売所や朝市などで販売を行っている。地場産品を活用した新たな赤穂ブランドの確立を積極的に進めており、従来の赤穂ブランドを育成するとともに、新たな赤穂ブランドを開発するために、農業、漁業、商業、工業、観光等の地域産業が産業の壁を越えて連携し、赤穂市観光産業開発振興協議会を立ち上げ観光商品、観光振興及び資源の開発等について、調査研究等を行っている。お互いが有するノウハウ・技術等の活用を通して、それぞれの有する強みを発揮した新商品の開発を支援していくほか、市外や直接消費者へ販売する体制、販売窓口の多様化等の販路開拓等の取組を支援する。

こうした取組により、農林水産分野の産業を成長させていく。

④赤穂市の赤穂城跡や赤穂義士にまつわる旧跡、赤穂温泉や赤穂御崎等の名所、赤穂の塩や牡蠣、焼きアナゴ等の食、赤穂城南緑地運動施設や赤穂海浜スポーツセンター等の施設といった観光資源を活用した観光・スポーツ分野

赤穂市の観光は「忠臣蔵のふるさと」として赤穂城跡や関連の神社仏閣などの歴史資産、さらには、赤穂温泉や風光明媚な赤穂御崎、赤穂海浜公園などの豊かな観光資源を活かして発展した。赤穂市における、宿泊業・飲食サービス業については、事業所数が264事業所、従業者数が2,114人となっている（平成26年経済センサス基礎調査）。赤穂市の観光における食の魅力としては、地域の活性化と観光振興に寄与することを目的として市内の飲食店等により設立された赤穂塩グルメ倶楽部による赤穂産の塩を使ったメニューや播州赤穂塩ラーメン組合による塩ラーメンなどが提供されているほか、赤穂産の焼きアナゴや牡蠣などを使ったメニューを提供する飲食店がJR播州赤穂駅から赤穂城跡までのエリアを中心に点在している。これらは贈答や土産物としても活用されるなど、食の観光資源として赤穂市の観光に大きく寄与している。観光客入込数については、赤穂市産業観光課の統計調査によると、平成28年度で1,462千人、平成29年度で1,489千人の観光客入込数があった。また、過去には大河ドラマの効果により、271万人の観光客入込数を記録したことから、観光分野の事業の促進が期待できる地域である。

RESASによる指定地域の目的地一覧（月別検索回数）では、赤穂海浜公園（735回）、赤穂城跡（548回）、かんぼの宿赤穂（381回）、赤穂温泉（361回）、潮彩きらら祥吉（281回）、銀波荘（242回）、赤穂大石神社（237回）の順になっており、入込客数が最も多い赤穂海浜公園のほか、忠臣蔵にまつわる施設や赤穂温泉の宿泊施設等が上位を占めている。

赤穂市は、赤穂の貴重な観光資源である「忠臣蔵」の意義を再認識し、海や山、瀬戸内海国立公園の瀬戸内海海岸線、平成28年度に判明した国内最大級のカルデラ赤穂コールドロンなどの自然や歴史・文化などの地域資源を活用した赤穂の地域特色を生かした観光のまちづくりを進めるとともに、観光標識などの整備や、古民家を活用した宿泊施設や飲食店の整備への支援、ひょうごツーリズム協会との連携や観光アプリを活用した外国人観光客の誘致、サイクリングに着目した誘客を推進し、市民の受け入れ意識“おもてなし”の向上を図る。

また、赤穂市は平成24年に「スポーツ都市宣言」を行い、グラウンドゴルフや軟式野球などが楽しめる多目的グラウンドで「赤穂元禄スポーツセンター」（平成25年4月供用開始）、サッカー、フットサル、グラウンドゴルフなどが楽しめる赤穂市初の人工芝のグラウンド「赤穂海浜スポーツセンター（平成27年5月供用開始）」などを整備してきた。利用者数は赤穂元禄スポーツセンターが平成27年度12,528人に対し平成28年度18,557人、赤穂海浜スポーツセンターが平成27年度47,341人に対し平成28年度63,328人と増加傾向にある。

こうした施設の整備と活用等により、平成 23 年度から赤穂シティマラソン大会を開始するなど、スポーツイベントを開催し、市内外からの参加者がスポーツを楽しみながら、上述の赤穂市の観光資源にも触れ合うことができるようになっている。今後は瀬戸内海に面していることを活かし、ヨットレースやシーカヤック大会などのマリンスポーツのイベントなどを企画することにより、より多くの参加者が期待できる。

これらに加え、陸上競技場や野球場を有する赤穂城南緑地運動施設の改修、整備なども視野に入れ、スポーツの普及を推進し、健康とスポーツを新機軸としたスポーツ先進都市の実現に取り組む。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を活かし、各分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①赤穂市工場立地促進条例による支援

産業振興と雇用機会の拡大を図るため、一定の要件を課した上で、固定資産税相当額の全額助成、雇用助成を継続して行う。

②赤穂市工場用地情報バンクの活用

工場用地情報バンクを活用し、本市への立地を希望する企業に対して民間未利用地の情報を提供することにより企業立地の促進を図る。

③地方創生関係施策

平成 30 年度～平成 35 年度の基本計画の期間内に、地方創生推進交付金を活用し、①赤穂市の豊富な森林資源等のバイオマス資源を活用した環境・エネルギー分野 ②赤穂市の化学工業、金属製品製造業、窯業・土石製品製造業、電気機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野 ③赤穂市のみかんや大根、牡蠣等の特産物を活用した農林水産分野 ④赤穂市の赤穂城跡や赤穂義士にまつわる旧跡、赤穂温泉や赤穂御崎等の名所、赤穂の塩や牡蠣、焼きアナゴ等の食、赤穂城南緑地運動施設や赤穂海浜スポーツセンター等の施設といった観光資源を活用した観光・スポーツ分野において、設備投資支援等による事業環境整備や販路開拓の強化等の支援を実施する予定である。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①オープンデータの推進

オープンデータ化の取組は、民間サービスの創出が期待できることから、赤穂市では、推進に向けた庁内の体制やデータ作成にかかるルール作りを進めるとともに、国の策定するガイドラインや民間ニーズ調査等にも留意をし、市が保有する各種行政情報等のオープン

ンデータ化と、その利用促進に積極的に取り組んでいく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①相談窓口の設置

赤穂市産業観光課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。事業環境整備の提案を受けた場合は、必要に応じ市と県が連携し対応する。

また、兵庫県産業労働部内に事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①企業誘致活動の推進

兵庫県及びひょうご・神戸投資サポートセンターと連携し、立地情報の収集と企業訪問等による赤穂市PR活動に努める。

②兵庫県等の立地インセンティブの活用による企業立地の促進

赤穂市工場立地促進条例における支援策の他、県等が独自で実施している企業誘致インセンティブについて、様々な機会を捉えてPRするとともに、インセンティブを最大限に活用した誘致活動を展開する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 30 年度	平成 31 年度から 平成 34 年度	平成 35 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 赤穂市工場立地促進条例による支援	運用	運用	運用
② 赤穂市工場用地情報バンクの活用	運用	運用	運用
③ 地方創生推進交付金の活用	検討	検討	検討
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
① オープンデータ推進	二次利用可能データの抽出	データ提供の整備～提供（運用）	データ提供（運用）
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
① 相談窓口での対応	随時	随時	随時
【その他】			
① 企業誘致活動の推進	随時	随時	随時
② 県等インセン	随時	随時	随時

ティブ活用による立地促進活動			

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の推進に当たっては、兵庫県が設置するひょうご産業活性化センターや、赤穂商工会議所、赤穂観光協会、市内金融機関など地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人ひょうご産業活性化センター

中小企業支援の総合的プラットフォームとしての役割を果たすため、中小企業の創業・連携の支援、経営強化の支援、事業推進の支援などを行う。

創業・連携の支援として、「ひょうご・神戸チャレンジマーケット」による販路開拓・資金調達支援や「ひょうご農商工連携ファンド事業」による中小企業者と農林漁業者との新商品開発支援、助成金・無利子貸付等による起業家支援に加え、「下請企業の取引振興の支援」のため受注機会の拡大に資する「取引商談会」の開催、「下請けかけこみ寺」等による「苦情紛争処理」を行っている。

経営強化の支援として、中小企業診断士等による「総合窓口相談」等の経営相談や経営専門家の派遣に加え、「よろず支援拠点」のサテライト相談所機能の拡充により、中小企業の多様な経営課題の解決を支援する。

また、新たな受注獲得や技術革新等企業の成長及び経営の安定化に不可欠な中小企業の設備投資の促進を図るため、「設備貸与事業」を行っている。

さらに、産業団地、工場適地等の情報提供による立地支援、及び海外販路開拓や生産拠点設立など中小企業の海外ビジネス展開支援を行っている。

②赤穂商工会議所

会員企業のネットワーク等を活用し、当地域内外企業の設備投資計画等、企業情報の収集に努め、赤穂市、兵庫県と連携して企業誘致を促進する。

③一般社団法人赤穂観光協会

観光客の誘致促進、観光物産・観光文化の振興、イベントの実施、観光案内等観光客へのおもてなしを実施しており、これらの事業を通じて市内観光産業を支援するとともに赤穂市における観光振興を図り、観光による地域活性化を促進する。

④市内金融機関（株式会社みなと銀行、株式会社中国銀行、兵庫信用金庫、株式会社トマト銀行、日生信用金庫、姫路信用金庫、淡陽信用組合、播州信用金庫）

赤穂市、赤穂商工会議所及び市内金融機関で赤穂市中小企業金融協議会として連携しており、赤穂市が実施する中小企業融資制度の円滑な推進を図るほか、創業支援事業計画に基づく、事業計画の作成支援や創業相談を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

1 安全な市民生活の確保

兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成18年4月に「地域安全まちづくり条例」を施行したところである。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業の集積によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することのないようにするため、住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

①防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯灯、防犯カメラ、街路灯等を設置する。

道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保する。

②事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

③防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

④警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

⑤地域住民等との連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯を整備した自主防犯活動自動車（いわゆる「青色防犯パトロールカー」）による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

⑥不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

また、地域経済牽引事業にかかる施設整備等にあたっては、所轄の警察署と協議を行い、街灯の設置などの防犯対策を図るとともに、歩行者の安全な通行のための歩道設置、信号機設置、駐車禁止対策等の安全対策を図る。

なお、地域経済牽引事業にかかる施設整備の検討にあたっては、歩行者の安全確保のための出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図る。

今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、所轄の警察署等と連携を図りながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

2 地域犯罪抑止力の向上

本市では、地域の犯罪抑止力を高めていくため、子供の登下校時を見守るために各学校に配置されているスクールガードや住民主体の地域での防犯活動組織と警察署・学校等関係機関と連携を深め、犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けて広報誌や防災行政無線等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進や自治会単位での住民のつながりを基盤にした防犯活動の推進を図っていく。

(3) その他

1 PDCA 体制の整備

年に1回、赤穂市、赤穂商工会議所、経済関係団体及び有識者等で構成する連絡会を開催し、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証と当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

なし

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成35年度末までとする。